

令和2年（ヨ）第35号 四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分申立事件

債権者 山口裕子 外6名

債務者 四国電力株式会社

裁判所からの釈明への回答

2020年9月8日

広島地方裁判所第4民事部御中

債権者ら代理人 弁護士 河合 弘

胡 田

敢



債権者らは、裁判所からの「訴権の濫用、信義則違反の争点について」の釈明に対して、次のように回答する。

1. 事実関係の整理として

(1)の先行事件との関連、疎明資料の予定について

債権者らの耐震性に関する主張の骨子は以下のとおりである。

- (1) 原発の過酷事故のもたらす被害は極めて甚大である。
- (2) したがって、原発には高度の安全性が求められる。
- (3) 高度の安全性とは事故発生確率が極めて低いことを指す。
- (4) 地震大国である我が国において、安全三原則（「止める」「冷やす」「閉じ込める」）が求められている原発で事故発生確率が極めて低いとは、原発に高度の耐震性があるということにほかならない。
- (5) 仮に、原発に高度の耐震性がないとするならば、それを正当化できる確たる根拠を要する。
- (6) しかるに、伊方原発の耐震性は極めて低水準であり、それを正当化できる確たる根拠もない。

債権者らは、上記(1)ないし(5)のいずれもがシンプルで、理性的・論理的帰結であるがゆえに反論はできないと思っている。もし、(1)ないし(5)の論理のどこかに腑に落ちないところがあれば、債務者においてその理由を示した上、指摘していただきたい。債権者らの上記主張の骨子は既に申立書102頁に明示しており、そこでも債権者らは債務者に対して(1)ないし(5)の論理に腑に落ちないところがあれば、その理由を示した上、指摘してほしいと主張しているにもかかわらず、債務者はこれに応じていないので、本書面でも再び認否を求める。

上記(6)に関し、現在の原発の耐震性の設定、すなわち基準地震動の設定は、強震動予測という学問を基礎にしている。その強震動予測による基準地震動策定の正当性、合理性を論じるに当たっては、原発の耐震性すなわち基準地震動が我が国で観測された地震動の中で高水準であるか低水準であるかは極めて重要である。なぜなら、原発の基準地震動が高い水準にあるとするならば、社会的に当然に求められるべき原発の高い耐震性の正当性が強震動予測という学問によって学術的にも補強されているという評価が可能となる。逆に、原発の基準地震動が低水準であるとするならば、この社会的には到底受け容れがたい事実を受け容れざるを得ないというほどに、説得的で確固たるものが強震動予測という学問に求められることになるからである。このように、基準地震動の水準如何によって強震動予測の持つ意味合いは大きく異なることになる。

ところが、先行事件を含む従前の裁判においては、基準地震動が我が国で観測された地震動の中で高水準であるのか低水準であるのかの主張立証を経ることなく、いきなりと言ってよいほど、強震動予測の技術的、学問的論争に入っていた。そして、その論争は、現在の規制基準が強震動予測という学問的成果を取り入れて基準地震動を定めていることの是非についてではなく、強震動予測という学問の範疇でどの説が正当かどうか等に力点を置いていた。